

○内閣府令第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後		改 正 前
(個人顧客情報の漏えい等の報告)			
<p>第十三条の六の五の二 銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>「条を加える。」</p>		
(個人利用者情報の漏えい等の報告)			
<p>第三十四条の六十四の十三の二 電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>			
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第一条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後	改 正 前
(個人顧客情報の漏えい等の報告)		
<p>第一百九条の二 金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</p> <p>第一百七十条の二の十二の二 信用金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>	

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(信託財産状況報告書の交付頻度) 第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条 第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める 期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定め る期間とする。	(信託財産状況報告書の交付頻度) 第十九条の二 「同上」
<p>一 「略」</p> <p>二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下 この号及び第二十二条第十四項において「平成二十五年厚生年金 等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の 規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五 号。第二十二条第十四項において「改正前厚生年金保険法」とい う。）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律 第百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である 場合 三月</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下 この号及び第二十二条第十三項において「平成二十五年厚生年金 等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効 力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の 規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五 号。第二十二条第十三項において「改正前厚生年金保険法」とい う。）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律 第百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である 場合 三月</p>
<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること のない体制の整備に関する事項）</p> <p>第二十二条 「略」</p> <p>〔2～5 略〕</p>	<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること のない体制の整備に関する事項）</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>〔2～5 同上〕</p>
<p>6 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関する 情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する</p>	

場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。

い。

7|| 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

8|| 14 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。

い。

7|| 13 「同上」

（貸金業法施行規則の一部改正）

第四条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
（個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等）	（個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等）
<p>第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第十条の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）	（個人の資金需要者等に関する情報の漏えい等の報告）
<p>第十条の二の二 貸金業者は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を管轄財務局長又は都道府県知事に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第十条の二の二の二 条を加える。 〔条を加える。〕</p>
（業務規程の記載事項）	（業務規程の記載事項）
<p>第三十条の八 法第四十一条の二十第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一～六 略〕</p>	<p>第三十条の八 〔同上〕</p> <p>〔一～六 同上〕</p>
七 個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に係る措置に関する事項	七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項
八 「略」	八 「同上」

備考

表中の「」の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後		改 正 前
第四十六条の二	<p style="text-align: center;">（個人顧客情報の漏えい等の報告）</p> <p>信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十 七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。</p>	「条を加える。」	
第一百十条の二十八の二	<p style="text-align: center;">（個人利用者情報の漏えい等の報告）</p> <p>信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>		

備考 表中の「」の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第五十三条の八 保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第五十三条の八 保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(個人顧客情報の漏えい等の報告)</p> <p>第五十三条の八の二 保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四百三十九条及び第一百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十二条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二の二中「業務」とあるのは

は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百三十九条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四百三十九条及び第一百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十二条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二の二中「業務」とあるのは

は「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「日本における者（法第一百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第一百条の五」とあるの

は「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第一百一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第一百一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「法第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「法第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「法第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剩余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「

いて準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第一百一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第一百一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期の帳簿価額」と、「保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「法第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「法第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「法第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剩余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約

第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三までの第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七から第五十三条の八の二まで、第五十三条の十、第五十三条の十一第一項、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一項第一号を除く。）及び第五十四条の二から第五十四条の三の二までの規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又是第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十三条の八の二中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、第五十四条中「法第一百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三」と、同条第一項第三号中「第二項において準用する法第一百条の三」と、同条第一項第三号中「の特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をい

者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三までの第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一第一項、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一項第一号を除く。）及び第五十四条の二から第五十四条の三の二までの規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又是第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又是第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第一百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三」と、同条第一項第三号中「の特定関係者」とあるのは「の特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をい

の特定関係者」とあるのは「の特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この項及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、同条第二項中「保険持株会社」とあるのは「少額短期保険持株会社」と、第五十四条の二中「法第一百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三」と、第五十四条の三中「法第一百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条第一項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第一項」と、第五十四条の三の二中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、「第五十四条第二項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第二項」と、同条第一項中「法第一百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三」と読み替えるものとする。

う。以下この項及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。)」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、同条第二項中「保険持株会社」とあるのは「少額短期保険持株会社」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」とある「法第二百七十二条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条第一項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第一項」と、「第五十四条第一項」とあるのは「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、「第五十四条第二項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第二項」と、同条第一項中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と読み替えるものとする。

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第二百二十七条の九の二 保険募集人又は保険仲立人は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

「条を加える。」

備考

表中の「」の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの)</p> <p>第二百四十一條 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第 四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況 とする。</p> <p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者 の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監 督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため に必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に 関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定 する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しく は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに 、当該事態が生じた旨を所管金融庁長官等に速やかに報告するこ とその他の適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>三 「略」</p>	<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの)</p> <p>第二百四十一條 「同上」</p> <p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者 の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監 督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため に必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況 〔号を加える。〕</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第八条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
		（事故の確認を要しない場合）	
第十九条	〔略〕	2 〔略〕	2 〔同上〕
		<p>3 特定目的会社又は特定譲渡人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長（当該特定目的会社又は特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。次条及び第二十三条第二号において同じ。）に報告しなければならない。</p>	<p>3 特定目的会社又は特定譲渡人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長（当該特定目的会社又は特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。次条において同じ。）に報告しなければならない。</p>
		<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二十三条 準用金融商品取引法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p>	<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二十三条 「同上」</p>
		<p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に号を加える。）</p>	<p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p>

関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を管轄財務局長に速やかに報告することその他の適切な措置を講じていないと認められる状況

備考 表中の「」の記載は注記である。

三
〔略〕

二
〔同上〕

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第九条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの)</p> <p>第二十三条 準用金融商品取引法第四十条第二号に規定する内閣府令 で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を管轄財務局長に速やかに報告することその他適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>三 「略」</p>	<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる おそれがあるもの)</p> <p>第二十三条 「同上」</p> <p>一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>二 「号を加える。」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（信託業法施行規則の一部改正）

第十条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(禁止行為) 第三十条の二十六 準用金融商品取引法第二十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
改正前	(禁止行為) 第三十条の二十六 「同上」
<p>六　自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等（金融商品取引法第二百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第四十条第十項第 二号及び第四号において同じ。）又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に對して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）</p>	<p>六　自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等（金融商品取引法第二百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第四十条第九項第 二号及び第四号において同じ。）又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に對して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）</p>
<p>(信託財産状況報告書の交付頻度)</p> <p>第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一　「略」</p> <p>二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険</p>	<p>(信託財産状況報告書の交付頻度)</p> <p>第三十七条の二 「同上」</p>

法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。

。第四十条第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である場合

三月

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条　【略】

「2～5　略」

6　信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

7　信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。

8　〔13〕　【略】

法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十二項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。

。第四十条第十二項において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である場合

三月

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条　【同上】

「2～5　同上」

6　信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

7　信託会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告すること〔項を加える。」

7　〔12〕　【同上】

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一・五 略」

六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を怠ること。

七 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨をその主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に速やかに報告することその他の適切な措置を怠ること。

八・九
〔略〕

2
〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 「同上」

「一・五 同上」

六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を怠ること。

〔号を加える。〕

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第一百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

「一～六 略」

六の二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保

護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に
規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若
しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたと
きに、当該事態が生じた旨を所管金融庁長官等に速やかに報告す
ることその他の適切な措置を講じていないと認められる状況

「七～三十六 略」

〔2～16 略〕

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第二百八十二条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第
二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一～三 略」

四 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者
の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の
監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るた
めに必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

改 正 前

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第一百二十三条 「同上」

「一～六 同上」
〔号を加える。〕

「七～三十六 同上」

〔2～16 同上〕

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第二百八十二条 「同上」

「一～三 同上」

四 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者
の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の
監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るた
めに必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

四の二 その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を管轄財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じていないと認められる状況

〔五〇十三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔号を加える。〕

〔五〇十三 同上〕

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第十二条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後	
改 正 前		
第四十四条の二	<p>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</p> <p>前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>「条を加える。」</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十三条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した条を加える。

改正後	
個人利用者情報の漏えい等の報告)	〔条を加える。〕
<p>第二十五条の二 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。</p>	
備考 表中の「」の記載は注記である。	改正前

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第十四条 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</p> <p>第十四条の二 暗号資産交換業者は、その取り扱う個人である暗号資産交換業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（個人顧客情報の漏えい等の報告）</p> <p>第三十六条の二 金融サービス仲介業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長又は福岡財務支局長に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>「条を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。